

様式 2

助産所開設許可事項中一部変更許可申請書（非助産師開設）の記載事項

事案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更する場合
根拠法令	医療法第7条第2項、同法施行規則第2条第2項
提出期限	事前
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 敷地の面積の変更の場合 新旧の敷地平面図 2 建物の構造概要の変更の場合 新旧の建物平面図
提出部数	2部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、個人の所在地（住民票のある住所地）を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
1. 開設者の住所及び氏名	1 法人の場合の住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。 (注) 代表者の職・氏名は記載しないこと。
2. 助産所の名称	1 開設届又は変更届に記載されているとおりの名称を記載する。
3. 開設の場所	1 開設届又は変更届に記載されているとおりの住所等を記載する。 ・「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ・ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。
4. 変更事項	1 該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。
5. 変更理由	1 変更理由を詳細に記載する。
6. 変更予定年月日	1 変更する予定の日を記載する。
7. 変更内容	
①助産師その他の従業員の定員	1 助産師とその他（助産師以外の従業員）に区分して、それぞれの定員を記載する。 (留意事項) 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 医療法においては、助産所における必要人員数（従業員数）の法定基準はないが、適切な医療を提供するために必要な人員（従業員数）を確保することとされている。
②敷地面積及び平面図	1 助産所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第2位まで） 新旧の敷地平面図を添付する。

<p>③建物の構造概要 及び平面図</p>	<p>1 新旧の建物平面図を添付する。 なお、入所室（入所定員）に変更がある場合は、入所室数及び入所定員内訳表も記載する。 (留意事項) 入所室に変更がある場合は、変更した後の入所室を使用する前に、助産所構造設備使用許可を受ける必要があります。</p>
<p>変更内容</p>	<p>該当する変更事項欄の□にレ（チェックマーク）を記載する。</p>
<p>1. 新・増築</p>	<p>1 建物延面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第2位まで） 2 助産所面積は、当該建物のうち助産所部分の面積を記載する。（小数点第2位まで） 3 変更面積は、新面積から旧面積を引き算した面積を記載する。（小数点第2位まで） 4 構造種別は、「鉄筋コンクリート」、「鉄骨」、「木」等を記載する。 5 新・増築建物の構造概要については、助産所に新たに設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積（小数点第2位まで）を記載する。 用途が入所室の場合は、入所定員も記載する。 6 床面積は、新・増築部分に設置する施設の床面積（壁芯）を記載する。</p>
<p>2. 建物の除却</p>	<p>1 建物延面積は、当該助産所の建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第2位まで） 2 助産所面積は、当該建物のうち助産所部分の面積を記載する。（小数点第2位まで） 3 変更面積は、新面積から旧面積を引き算した面積を記載する。（小数点第2位まで） 4 構造種別は、「鉄筋コンクリート」、「鉄骨」、「木」等を記載する。 5 助産所に新たに設けられたそれぞれの室ごとに、その室のある階数、室名、用途、面積（小数点第2位まで）を記載する。 用途が入所室の場合は、入所定員も記載する。</p>
<p>3. 各室の用途変更 4. 改造</p>	<p>1 各室ごとに新旧の室名を記載する。 2 改造により各室の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。（新旧の床面積の小計は一致するように記載する。）</p>
	<p>(留意事項)</p> <p>1 階段の必要数及び構造基準 (1) 2階以上の階に入所室がある場合、入所する母子が使用する屋内直通階段を設置すること。 (2) 3階以上の階に入所室がある場合、避難に支障がないように2以上の避難階段が設けられていること。 ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第123条第1項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。 2 助産所は、他の施設と機能的かつ物理的に区分されていること。（助産所として一体性を有していること。） (1) 助産所と居宅が併設されている場合 ・助産所と居宅の出入口、階段等が別々に設けられ、独立した出入りが可能で、内部においても明確に区画されていること。 (2) ビル内の場合 ・ビルの階段、廊下、店舗、事務所等と助産所が明確に区画されていること。 ・助産所が複数のフロアーにまたがる場合は、助産所内の行き来に支障がないよう、助産所専用の階段、エレベーター等（屋内直通階段）が必要である。 3 内部構造は、原則として各室が独立していること。 (1) 待合室、受付、分娩室、入所室が区画され、それぞれ独立していること。 (2) 各室の区画は、少なくともパーテーションを使用したものであって、天井から床まで区画されていること。（カーテン、アコーディオンカーテン等は不可） (3) 患者のプライバシーに配慮した区画及び構造とすること。</p>

様式 2

④入所室数及び入所定員内訳表	<p>1 入所室数合計の差し引き欄は、新室数から旧室数を引き算した室数を記載する。</p> <p>2 入所定員合計の差し引き欄は、新定員（人数）から旧定員（人数）を引き算した数（人数）を記載する。</p> <p>3 変更前、変更後の各入所室の入所定員、床面積等については、</p> <p>（1）変更前は、入所定員、床面積（建築基準法の定める壁芯による床面積）を使用許可の受けているとおりに記載する。</p> <p>（2）変更後は、入所定員、床面積のほか、内法床面積、1人あたりの床面積、採光面積、開放面積を記載する。</p>
内法床面積	<p>1 内法による床面積を記載する。</p> <p>（留意事項） 有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、洗面所等容易に移動できないものについては、入所室の床面積から除外すること。</p>
1人あたりの床面積	<p>1 内法床面積を入所定員で除して、小数点第2位（第3位を四捨五入）まで算出した数値を記載すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人（一母子）を入所させるものにあつては、6.3 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・二人（二母子）以上を入所させるものにあつては、一人（一母子）につき、4.3 m<sup>2</sup>以上の内法床面積が必要</li> </ul>
採光面積	<p>1 採光のための窓その他の開口部の面積を記載すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所室の床面積の7分の1以上の面積が必要。（建築基準法第28条）</li> <li>・開口部の採光に有効な面積の算定方法については、建築基準法（建築基準法施行令第20条）の定めによること。</li> </ul>
開放面積	<p>1 換気のための窓その他の開口部の面積を記載すること。</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所室の床面積の20分の1以上の面積が必要。（建築基準法第28条）</li> </ul> <p>ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>
	<p>4 入所室の欄は、使用許可を受けているとおりに入所室名を記載する。</p> <p>5 差し引き入所定員の欄は、各室ごとに、新定員（人数）から旧定員（人数）を引き算した数（人数）を記載する。</p>

添付書類の記載要領	
新旧敷地平面図	<p>1 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に寸法・面積等を記載する。</p> <p>2 変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図とも変更部分を赤で囲む。</p>
新旧建物平面図	<p>1 建物の構造概要の変更は一部分であっても、助産所全体の平面図を添付し、助産所の総面積を記載する。</p> <p>助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</p> <p>2 各室の寸法、面積及び室名を記載する。</p> <p>3 変更部分が明確に分かるよう、新旧の平面図とも赤で囲む。</p>

《許可》

○医療法第7条第5項

営利を目的として、助産所を開設しようとする者に対しては、許可を与えないことができる。

《手続き関係》

○医療法施行令第4条の2第1項、医療法施行規則第3条

提出部数 2部

## 様式 2

助産所の開設の許可を受けた者は、助産所を開設したときは、10日以内に所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）へ届け出なければならない。

（参考法令 1）

### ○医療法第 19 条

助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

### ○医療法施行規則第 15 条の 2

- 1 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
- 3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

### ○医療法施行規則第 15 条の 3

出張のみによつてその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）を当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めておかなければならない。

（参考法令 2）

### ○医療法第 14 条（助産所の入所妊婦等の制限）

助産所の管理者は、同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を入所させてはならない。

### ○医療法施行規則第 10 条（管理者の遵守すべき事項）

助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 1 妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 2 入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。

### ○医療法施行規則第 17 条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

## 様式 2

- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

### ○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

#### ・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

### ○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

### ○医療法第 27 条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

### ○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

#### ・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。

### ○医療法第 6 条の 3（情報の報告及び書面の閲覧）

助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を助産所において閲覧に供しなければならない。

### ○医療法第 6 条の 7（助産師等に関する広告の制限）

助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。（詳細省略）